

平成二十六年二月十八日受領  
答 弁 第 二 七 号

内閣衆質一八六第二七号

平成二十六年二月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省が保管するワインに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省が保管するワインに関する質問に対する答弁書

一について

外務省は、本年一月三十一日現在、外務本省用として飯倉別館において約三千本のワインを保管している。また、在外公館においては約三万四千本のワインを保管している。

二について

平成二十四年度において、外務本省用として三百三十六本、在外公館用として約四万二千本、平成二十五年のうち本年一月三十一日までの間において、外務本省用として二百五十六本、在外公館用として約三万八千本のワインを購入した。

三について

平成二十四年度において、外務本省用のワインのうち廃棄したものはなく、在外公館用のワインのうち廃棄したものは八十六本であり、平成二十五年のうち本年一月三十一日までの間において、外務本省用のワインのうち廃棄したものはなく、在外公館用のワインのうち廃棄したものは六本である。

四及び五について

外務省が保管するワインについては適切に管理してきており、厳しい財政状況も踏まえて、引き続き適正に対応していく考えである。